

海老名市資金管理運用基準

海老名市資金管理方針（平成14年3月1日施行）に基づき、資金の管理運用を適正に執行するため、次のとおり運用基準を定める。

1 資金の運用方法

（１） 歳計現金

歳計現金（歳入歳出外現金含む。）は、基本的に決済用預金で管理するが、支払準備金に支障のない範囲で、定期預金及び譲渡性預金又は安全性の高い短期の国債、地方債、政府保証債、財投機関債、地方公共団体金融機構債の債券で運用する。

（２） 基金

会計管理者は、財政主管課長等の意見を聴き、市長の承認を得て基金の運用先を決定するものとする。この場合において国債、地方債、政府保証債、財投機関債、地方公共団体金融機構債の安全性や収益性の高い債券で運用を行うものとする。基金の性格や取崩しの時期等により定期預金などによる運用も行うものとする。

2 金融機関の選択基準

金融機関の健全性や収益性を判断する選択基準は次の4項目とし、会計管理者は、総合的に判断して運用先を決定する。

（１） 自己資本比率

金融機関の健全性の判断基準とされ、国際業務を行う銀行では8%、国内業務のみを行う金融機関では4%を超えていなければならない。

（２） 財務諸表項目及び項目間対比による比率等

金融機関のディスクロージャーの中核となる資料は財務諸表であり、これを用いて分析を行う。健全性に関する指標として上記の自己資本比率のほか、繰延税金資金比率、不良債権比率等とし、収益性に関する指標として総資産利益率、自

己資本利益率、経費率及び総資金利鞘等とする。これらの指標項目を具体的には次のような他の金融機関との指標の対比を行うものとする。

ア 指定金融機関については、同規模の金融機関との対比

イ 預金量及び総資産は、同規模の金融機関との対比

ウ 地方銀行、信用金庫、信用組合等同種の金融機関との対比

(3) 株価

株価は、金融機関の経営状況を早期に察知するための注意シグナル指標として有効であり、金融機関の選択基準としては、株価が発行価額の4倍以上とする。

(4) 格付け

権威ある格付け機関の格付けは、選択基準としても客観性があり、格付けに応じた預託額や預託期間の設定には合理性があるため、選択基準を別表のとおりとする。

3 債務の相殺及び担保の徴収等

(1) 預金債権と市債等の相殺

平成14年の預金保険法（昭和46年法律第34号）改正後、金融機関は預金規定等の見直しを行い、相殺規定を導入したが、市債等との相殺を想定した資金運用に努めるものとする。

(2) 指定金融機関からの担保の徴収等

総務省では、預託金融機関の破綻に備えた方策として「指定金融機関からの担保の徴収」と「金融機関が保有する国債、地方債等への質権設定」をあげているが、今後の預かり方法については引き続き研究する。

4 金融商品の選択

金融商品による資金運用は、選択を間違わなければ安全性ばかりでなく効率性をも向上させることができる。しかし、金融商品には何らかのリスクがあり、現在のような不安定な金融情勢下にあっては、公金は市民等から収められたものであるこ

とを考慮し、額面を超える価格の債券を購入しないなど安全性を基本に最も確実かつ効率的な金融商品を選択するものとする。

5 一時借入れ等

(1) 公金の資金運用に支障が生じると思われるときは、会計主管課長は事前に資金計画を示し、財政主管課長に報告するものとする。

(2) 財政主管課長は、会計主管課長から報告を受けたときは、基金の繰替運用又は一時借入れ等の方法について市長に決裁を求めるものとする。

6 資金融資制度

事業資金融資制度については、基本的に利子補給制度に変更したが、中央労働金庫については引き続き貸付を行うものとする。この場合において、商工主管課では常に預託先の経営状況について情報収集を行い、必要に応じ会計管理者等に報告するものとする。

7 指定金融機関

市の指定金融機関であるスルガ銀行は、長年、指定金融機関として実績があり、また金融機関の選択基準にも適合している。本市の指定金融機関として充分信頼に値する機関であるが、引き続き経営内容について注視していく必要がある。なお、金融機関を取り巻く環境が大きく変化している中で、委託契約の内容についても必要に応じ見直していくものとする。

8 危機管理

運用中における預金保険法第49条の適用など、緊急時の対応策は会計管理者が別に定める。

9 公表

会計管理者は、資金の管理及び運用状況について、年1回広報紙やホームページ等を通じて公表に努めるものとする。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

《平成 14 年 3 月 1 日施行》

《平成 14 年 4 月 1 日一部改正》

《平成 15 年 4 月 1 日一部改正》

《平成 17 年 4 月 1 日一部改正》

《平成 17 年 8 月 23 日一部改正》

《平成 18 年 2 月 24 日一部改正》

《平成 19 年 4 月 1 日一部改正》

《平成 24 年 4 月 1 日一部改正》

《平成 30 年 5 月 22 日一部改正》

別表

格付機関名	種 類	格付け
(株)格付投資情報センター (R & I)	発行体格付け	B B B+以上
(株)日本格付研究所(J C R)	長期格付け	B B B+以上
スタンダード・アンド・プア ーズ(S & P)	長期発行体格 付け	B B B+以上
ムーディーズ・ジャパン (Moody's)	長期銀行預金 格付け	B a a 1 以上
フィッチレーティングリミ テッド (FitchRatingsJapan)	長期信用格付 け	B B B+以上